

在日コリアンの社会保障制度と日本社会

鄭 早 苗

1. はじめに

戦後60年を過ぎた今日においても、旧植民地出身者が日本政府に対して社会保障制度の不備を裁判に訴える件数は減少しない。しかし、このような問題が一般的に話題にならないのも事実である。学生と話していて気付くことは、中国残留者問題、沖縄問題をはじめ現代史をほとんど知らないことである。現代史に関する若者たちの知識不足は数十年前から指摘されてきたにも拘らず、改善された兆候が見られない。もちろん学生は靖国問題もほとんど知らない。ただ、靖国問題はテレビでよく取り上げられてきた影響を受けているのか、小泉首相の靖国神社参拝に対して周辺国が「内政干渉」してけしからん、反日運動するなら経済援助をやめるべしという短絡な議論は知っているようであり、意見を述べるものの、風潮で語っているのであって自分の考えではないのは話し込めばわかることである。このような現状は2005年10月末に衆議院本会議で可決通過した「障害者自立支援法」に対する受け取り方と共通する。法案の段階で問題点を説明すれば、学生は理解することができるのである。要は、相変わらず知る機会のないことが問題なのである。

在日旧植民地出身者とその子孫である在日韓国・朝鮮人（以下在日コリアンと記す）は過去、民族学校閉鎖命令反対闘争、日立製作所に対する内定取り消し無効裁判、指紋押捺裁判、入居差別裁判、無年金障害者・高齢者に対する裁判、ハンセン病補償法に対する裁判、京都ウトロ裁判、入居差別裁判、ゴルフ会員権裁判、在外被爆者支援のための裁判、戦後補償裁判、地方公務員管理職昇格のための裁判、従軍慰安婦に対する補償運動、無年金障害者・

2 (鄭)

高齢者に対する支援運動，地方公務員就労支援運動，在日外国人就職差別撤廃運動，民族学校支援運動，地方参政権獲得運動，国公立大学教員任用のための運動，民族学級のための運動，朝鮮大学校認可のための運動，浮島丸事件真相究明，在サハリン朝鮮人帰還運動，在日外国人が弁護士になるための運動，民族学級設置運動，民族講師の地位待遇改善のための運動，在日外国人に対する指紋押捺反対運動など，思いつくままに羅列しても以上のようにある。ある時は裁判という手段で，ある時は日本人と共同の運動という形で，在日コリアンの歴史は日本における生活権獲得のための闘いの連続の歴史であったといえる。

上記した諸問題の本質は日本の植民地支配の未整理と国籍条項の有無，さらに日本政府が批准した国際条約をないがしろにしている点にあると考える。これらの問題点を，植民地出身者に対するハンセン病補償法裁判と在日外国人無年金障害者・高齢者裁判を通して見ていくことにする。

2. ハンセン病補償法と在日コリアン

2005年10月25日，日本の植民地統治下で韓国や台湾のハンセン病療養所に強制入所させられていた人たちが，2001年6月に日本で成立したハンセン病補償法¹⁾の適用を求めて行われていた裁判に判決が下された。簡単に言えば韓国人に対しては棄却，台湾人に対しては補償法を適用するという，東京地裁の判決であった。同じ法廷で，時間差はあるものの，同じ日に行われた旧植民地人に対する判決が正反対の結果になったということであった。韓国側原告団はすぐに控訴したが，日本政府も川崎厚生労働相が11月6日に，国側が敗訴した台湾側の訴訟に対して東京高裁に控訴すると正式に表明したのである。

日本政府に対して韓国と台湾の原告団が訴えた理由を簡単に言えば，ハンセン病患者であった台湾人も朝鮮人も²⁾，強制入所当時は日本人であったので，当時の日本政府がなした処置に対して責任があるのは日本側にあるという考え方である。しかし，日本政府は日本の敗戦後は台湾人も朝鮮人もはや日

本人ではないので、サンフランシスコ講和条約で定められた日本国の領域に住む日本人（いわゆる日本人のこと）と同様の補償をする責任は日本政府としてはまったく持ち合わせていないということを表明したのである。

つまり、もはや日本人でない台湾人や韓国人に対して、日本人元ハンセン病患者と同等の補償はできないという考えが日本政府の結論であり、そのために台湾側勝訴（すなわち日本人とほぼ同様の補償を認めた）の判決に対して控訴したのである。韓国、台湾双方の訴訟人の平均年齢は約80歳であり、とうぜん「控訴審の判決を待つ時間はない」と反論する。

日本政府は台湾訴訟に対して控訴しながら、一方では「訴訟とは別に国内外の入所者らの適正な補償のあり方を検討する」と表明している。さらに、韓国や台湾だけでなくパラオ、サイパンなど太平洋の4地域も救済対象に含めた法の制定と改正作業を進めるという。つまり、日本の戦前の植民地などのハンセン病強制入所者に対して幅広く補償を考えるということなのである。

しかし、06年2月4日の新聞報道によれば、「日本の植民地統治時代に入所させられていた人を救済するハンセン病補償法の改正案が参院本会議で可決、成立した」とのことである。日本国内入所者と同水準の一律800万円を支給するという内容で、早ければ来週中に施行されるというスピードで補償法を改正したことになる。請求期限は施行後5年以内、対象者は430人ほどになるとのことである。台湾・台北県にある楽生院（入所者約300人）の原告者の1人は「さんざん苦勞してきたかいがあった」と喜び、韓国・全羅南道、小鹿島の自治会長は「日本がついに過去を反省する態度を示してくれたことがありがたい」と答えた。このニュースは久しぶりの朗報といえよう。時期的にあまりにも遅かったことなど手放して喜べないのは日本人元ハンセン病患者の悔しい思いと同様であるが、とにかく戦前からの懸案の問題がようやく一つの解決を見たということである。

このニュースが報じられた後、学生がなぜ外国人ハンセン病患者が、日本政府に補償の裁判をしているのか分からないと質問した。まさに戦後60年の時間の経過が戦前の日本の責任と歴史を風化させたのである。現在の若者

4 (鄭)

からすれば、日本の植民地や占領地統治などはまったく現実味がない感覚である。この感覚は間違っていない。戦後60年経過しても積み残されたままの深刻な人権問題を解決してこなかったことが問題なのであると改めて思う。日本の植民地政策に対する一般的な無関心が、裁判の判決に影響を与えている可能性は否定できない。

上記したハンセン病訴訟は海外在住者の裁判であり、在日コリアンが訴えていたわけではない。在日コリアン元ハンセン病者の入所者に対しては日本政府も日本人と同等にハンセン病補償法を適用している。問題は、施設内においても日本国籍者と在日コリアンとの間で社会保障制度上の差があったこと、すなわち入所中も日本籍者は国民年金に加入できたが、在日コリアンは国民年金に加入できなかったことである。補償法を適用される元患者の大半は高齢者であるが、在日コリアンはここでもほとんどが無年金者なのである。ハンセン病補償法によって最高補償額の1400万円を受給しても、年金のない元患者の生活不安は今も続いている。

3. 在日コリアンに対する日本政府の処遇について

在日コリアンに対する誤解と無理解の原因は、なぜ在日コリアンが多く日本に存在するのかということが理解されていないからである。とくに近年、在日外国人が多く在住するようになって以来、在日コリアンの存在が相対的に希薄な存在になると共に、一般外国人と同様に捉えられる傾向が大きくなってきている。

ここで、在日外国人を在留資格によって分けてみたい。

- ① 在日コリアンのような旧植民地出身者とその子孫たち。この人たちの在留資格は「特別永住資格」である。
- ② 中国残留者（日本籍者）とその家族たち。中国籍家族たちの在留資格は一般的に「一般永住資格」である。
- ③ 日本籍者との婚姻による在日外国人。彼らの在留資格は「一般永住資格」か「定住資格」である。

- ④ 日系人。ブラジルやペルーなどから労働を目的として渡日した日系人。彼らの在留資格は「定住」であり、ビザの更新が必要である。
- ⑤ 無国籍在日外国人。彼らの在留資格は複雑で不安定である。
- ⑥ 留学、就学、労働を目的とした在日外国人。彼らの在留資格は目的によって厳しく審査される。
- ⑦ 在留資格喪失後も日本に滞在しているいわゆるオーバーステイといわれる在日外国人。

以上で紹介した在日外国人の分類には観光客やエンタテナーなど短期滞在者は含んでいない。

普通外国人が他国に行く場合、パスポートとビザ(査証)が必要である。日本では1878(明治11)年にはじめて外務省がパスポートを発行したということである。1910(明治43)年8月の韓国併合以前は日本への渡航の際、朝鮮人もパスポートが必要であったが、併合後、つまり朝鮮半島が日本の領土になってから後は、朝鮮人はパスポートなしで日本へ渡航できた。つまり、①の日本に住む台湾と朝鮮半島の植民地出身者はパスポートを所有せずに日本へ渡航して定着し、世代を重ねてきたことが、他の外国人と異なるのであるが、それが意外と認識されていない。普通、在日外国人ならパスポートを所有している。そして滞在のためのビザを取得する。しかし、在日コリアンの場合、外国人であるがパスポートを持たないものが多い。パスポートに代わる物が外国人登録証である。外国人登録証(外登証)は原則的に常時携帯が義務化されている。

かつて在日コリアンにとって外登証の所持はあまりにも評判が悪すぎた。外登証の注意事項に記す「この証明証は常に携帯し、官憲の要求がある場合は提示しなければなりません」の項目が生活を制限したのである。ここに記す「常に」の解釈は、銭湯に行く時も、マラソンをする時も適用されると解釈されていた時もあったようである。実際に、官憲がマラソンや水泳中に外登証の提示を求めた例を耳にしたことはないが、友人と銭湯に行く時、自転車の二人乗りをとがめられて、在日コリアンと分かり外登証の提示を求めら

れ、不携帯であったために外登証が届けられるまで警察にとどめられた話や、乗車中に一旦停止を怠ったため、警官に免許証の提示だけでなく、外登証の提示も求められたが不携帯のため、家人が外登証を持参するまで警察にとどめ置かれたという話は身近に聞いたことがある。現在もこの注意事項に変化はないが、常時携帯に関して旧植民地出身者である在日コリアンに対しては以前のような厳しい対応の話は聞かない。①の特別永住者に対する警戒心はほとんどなくなったようである。それどころか、政府は①の特別永住者に対して届け出をすれば、簡単に日本国籍を取得できる法律の作成を考えているのが現状である。それには賛否両論があり、この議論は重要であるが、長くなるのでここでは触れる余裕がない。

少し複雑になるが、在日コリアンの法的処遇を簡単に説明する。1943年11月27日、ルーズベルト、蔣介石、チャーチルの3大国の最高責任者が署名した「カイロ宣言³⁾の条項は履行される」という文言を受けたポツダム宣言により、台湾も朝鮮も日本から解放⁴⁾された。台湾や朝鮮半島に住む者はもはや植民地人ではないことになった。終戦直後、日本には台湾人や朝鮮人がおよそ200万人以上生活していた。在日コリアンに関して言えば、1946年12月までにおよそ140万人が朝鮮半島に帰還し、60万人ほどが残った。

その在日コリアン(台湾人の処遇も同じ)たちに対して、日本政府は「当分の間日本人とみなす」と定めたが、日本人と権利は平等ではなく、参政権も停止された。さらに、「当分の間日本人」であるにも拘らず、47年になると外国人登録令が制定され、在日コリアンは外国人登録が義務化され、外国人登録手帳を常時携帯することと、登録切り替えごとの指紋押捺が義務化された。しかし、当時朝鮮半島には国が出来ていなかったので国籍欄に書く国籍がないため、日本政府は朝鮮半島出身者に対しては全員「朝鮮」籍と記入することにした。翌年8月、大韓民国(韓国)が、9月には朝鮮民主主義人民共和国(いわゆる北朝鮮)がそれぞれ建国したが、社会主義を選んだ北朝鮮とアメリカ主体のGHQ傘下にあった日本が相容れることが出来るわけもなかった。そこで日本はアメリカ軍政下で建国した韓国をとりあえず認め、「朝

鮮籍」から「韓国籍」への切り替えを認めることになった。周知のように、現在まで北朝鮮と日本は国交が樹立していないため、北朝鮮政府の国籍をもつ在日コリアンは原則的に存在しない。在日コリアンの「朝鮮籍」は日本政府が何度も述べてきたように国籍ではなく「記号」に過ぎないのである。

1952年のサンフランシスコ講和条約発効にともなって、在日コリアンは「当分の間日本人」から在日外国人になったのである。つまり、日本国籍者ではなくなったのである。この時点から、日本国憲法に記す「国民」からはずされ、法的対応は一般外国人並みになった。戦後補償、公営住宅への入居、公務員就労、一般企業への就職、国民年金、国民健康保険、次に述べる無年金在日外国人障害者・高齢者、ハンセン病入所者等が「国籍条項」という壁に阻まれることになった。

4. 無年金在日外国人障害者・高齢者問題

日本では障害基礎年金⁵⁾によって、障害者に対して一定の金額が支給されているが、原則として国民年金加入者が対象である。1959年4月に国民年金法が施行され、改正が重ねられて今日に至っている。しかし、この法律は成立当初から在日外国人を除外する「国籍条項」が設けられた。その根拠として日本政府は、国民年金は加入者が支払う保険料を財源とするのであるから、在日外国人はいつまで日本に滞在するか分からないので、この制度から除外するというものであった。

前記したように、戦後日本政府によって「当分の間日本人」であった在日旧植民地出身者がサンフランシスコ講和条約発効に伴って在日外国人になった。パスポートを持たず日本に入国し（戦前は植民地人にとっても日本は自分の国であった）、植民地支配の結果、故郷に帰るべき家すら持たない在日コリアンが、国民年金法施行の際も日本政府から一般外国人並みに扱われたのである。

1959年4月はまだ北朝鮮への帰還もはじまっていない。日本と韓国との間には⁶⁾国交も樹立していなかった頃である。従って、例外を除いて在日コリア

8 (鄭)

ンは日本以外の国に行くことは不可能な時代であった。1965年、日韓関係が構築され、在日コリアンが自由に本国に往来できるようになったが、戦後20年も経過した時点で、在日コリアンが日本を離れて故郷に帰還するとはおよそ現実的にはありえない状況であったことは、1959年、1965年当時の在日コリアンの実態調査をすれば簡単に分かったはずである。

1959年12月から北朝鮮への帰還がはじまった。在日60数万人のうち結局北朝鮮に帰還した者は9万3千人強である。在日コリアン人口の10数パーセントが北朝鮮に帰還したという数字は多いのであろうか？日本政府が国民年金法を制定するに及んで、在日旧植民地出身者を「いずれ日本を離れる外国人」という認識をした根拠に関して、北朝鮮帰還に関わった日本側の対応をあげてみたい。

オーストラリア国立大学のテッサ・モーリス・スズキ氏が次のように指摘する。⁷⁾

総連主導による大量帰国運動は、58年の8月に開始された。しかしその3年近くも前から、日本政府と日赤は、在日朝鮮人の大量「帰還」について国際委に働きかけていた。ICRC（筆者注。赤十字国際委員会）文書によって確認されたのは、そうした働きかけの実態である、国際委への一連のロビー活動の中心人物は、外務省から出向してきたばかりの井上益太郎日赤外事部長だった。56年1月に彼が国際委に送付した書簡には、芦田均元首相と岡崎勝男元外相から、与党が在日朝鮮人の帰国への支援運動を始めるといふ非公式の示唆が日赤側にあった、と書かれている。

56年の段階で、6万人という在日朝鮮人の大量「帰還」の可能性が日本政府と日赤の間で検討された。この方針における隠された主要な動機は、(井上氏の手紙によれば)

(在日朝鮮人は)性格が粗暴で生活水準は低く無知蒙昧で、日本の治安や福祉にとって負の要因になっているという認識だった

続けて、スズキ氏は

重光葵外相も、日本を訪れた国際委の特使に、「日本で悲惨な生活を送

る女性や子供たちが、早く自分の国に帰るように希望する」と告げていた

と、当時の状況を述べている。

さらにスズキ氏は、ICRC 文書から明らかになった点は、

1, 本来 NGO であるはずの日赤が「国益」を代行した。2, 以前から疑われていた以上に日本政府は帰国事業に深く関与しており、その事実は計画的に日本国民および在日朝鮮人から秘匿された

と明言する。

スズキ氏の指摘は以前から在日コリアン研究者も同様の意見を持っていたし、資料集も発行してきた。その結果、明らかになったことは、日本政府にとって在日コリアンは「厄介者」であるから、一刻も早く日本から出て行ってほしい、ということに尽きる。そして、日本政府が願った6万人の帰還という思惑以上の、9万人強の北朝鮮への帰還が実現したのである。

当時の在日コリアンは外国人という立場の法的枠組みの外で、社会的かつ法的差別の厚い壁によって、現実の厳しい生活だけでなく、将来の展望が見出せなかった時代である。その上、1950年代以降の日本の組合活動などの社会的雰囲気の中、多くの在日コリアンが社会主義路線をとった北朝鮮を民主主義と平等の可能性のある祖国であると認識していた。日本の学校の先生の中でも自分のクラスの在日コリアンの生徒に対して、北朝鮮への帰国を奨励した場合もあったほどである。在日コリアンの90数パーセント以上が韓国地域出身者であるにもかかわらず、故郷でもない北朝鮮に帰還して行ったのである。

サンフランシスコ講和条約発効によって、沖縄など少数地域を除いて独立した日本にとって、目の前の在日コリアンの姿はもはや植民地人でもなく、いつまでも居座っている迷惑な存在の外国人なのであった。彼らを法的に除外し、社会的差別のもとで悲惨な生活を強いれば余儀なく日本を離れるであろうと読んだと考えられる。しかし、現実的に59年頃の日本は韓国とも北朝鮮とも国交はないから、在日コリアンは合法的に自国に帰還できない。そこ

で日赤が日本政府の代行者として「悲惨な生活をしている在日朝鮮人を人道的に」帰還させえる方法として、北朝鮮への帰還を積極的に推し進めたと考えられる。また、この時期、北朝鮮の金日成も「差別と貧困に苦しむ在日コリアンの帰国を歓迎する」旨の呼びかけもしていたので、北朝鮮への帰還運動は在日コリアン世界でも盛り上がっていた。もちろん、帰還運動に反対する韓国政府支持の団体が帰還運動を阻止する行動をとっていたが、結果的に9万人以上の在日コリアンが帰還したのである。

在日コリアンの存在を帰国を前提とする外国人と捉えた日本政府は、国民年金制度で国籍条項を設定し、その結果、大量の無年金障害者・高齢者在日コリアンを生み出して今日に至っている。

1968年6月に返還された小笠原諸島や、72年5月に返還された沖縄の人々も返還以前は国民年金に加入できなかったため、年金需給資格が発生する25年間の支払い期間が足りないことになり、無年金者が続出することになる。そこで、返還以前の空白期間を、掛け金をかけてきたこととする経過措置によって、無年金者をなくす処理がなされた。

日本は79年に国際人権規約を批准し、その後日本でもインドシナ難民問題が浮上したことから、82年1月から難民条約を実行した日本は、国民年金の国籍条項を撤廃した。この撤廃によって在日コリアンも国民年金に加入できることになったのであるが、日本政府は「施行日前の年金の不支給は従前の例による」とする付則をつけた。その結果、82年1月1日で満20歳以上の障害者には障害基礎年金は従来通り支払われなくなった。つまり、小笠原諸島や沖縄の人々に対しては日本人であるから経過措置を講じたのであるが、在日コリアンに対しては経過措置をとらずに切り捨てたのである。1980年代の後半ぐらいまで、在日外国人人口の80パーセントを越していた在日コリアンは、移民でもなく、植民地支配の結果日本に住むことになったわけだが、社会福祉の観点からすれば「存在するのに存在しないことになっている」人々と位置付けられてしまった。

しかし、実際は国民年金法が制定された1959年から23年経過した1982年と

いう歳月は、在日世代も二世が生活の中心になっていた時期であり、日本政府が勝手に思い込もうとしたような「帰国が前提の在日コリアン」ではなく、日本への永住をすでに前提としていた。この事実を日本政府が知らなかったわけがない。歳月の経過は国内情勢を変え、三世もそろそろ一家の中核的存在にさしかかった時間の経過は、在日コリアンの意識も変化させていたのである。日本社会の世代交代と同じく在日コリアン世界も世代交代を始めていた。この世代交代は秘密でもなんでもなく、調査する気になれば簡単に判明したことであり、在日社会では自明のことでもあった。日本政府はこのような実情を知れば、「いずれ帰国する外国人」ではない在日コリアンの生活権を認めざるを得ない。認めれば人道的見地からしてもいずれは在日コリアンにも生活権を与えなければならなくなるという事情と、難民条約締結の時期が重なったのである。

戦後、GHQ 統治時代の1946年に在日コリアンの帰国の意志を調査したことがあったが、日本政府はそれ以来一度も在日コリアンの実態を調査したことなく、在日コリアンを外国人として待遇してきた。法制度から除外され続けてきた在日コリアンの生活実態が公に明らかにされる一つの場合は裁判によってであった。

国民年金制度の不平等によって生活権を剝奪された在日コリアンは、権利行使として裁判に訴えてきたが、その一つが外国人障害者無年金訴訟である。

2005年10月27日、大阪高裁でその判決が言い渡され「在日外国人『障害者』の年金訴訟」の主張は退けられた。高裁の判断は、

- ① 社会にある種々多様な不均等について、あるべき均等な状態を示し、これに対応するあるべき施策を見つけ出すことは立法府の職責であって、司法の関与すべきところではない。
- ② 国籍条項撤廃後も残った外国人の無年金障害者に特例措置を講じないことは、憲法上著しく合理性を欠くような明らかな逸脱はない。

ということである。

- ①では立法府の職責を述べているが、この訴訟は法律の不備を訴えている

のに、裁判がその不備に関知しないという返答は原告達を失望させた。

この裁判で弁護団が重きを置いた争点のひとつは国際人権規約であると考えられるが、裁判官はそれを理解しようとしなかった。筆者の個人的体験では、かつての指紋押捺裁判を通して知りえたことだが、裁判官は日本が世界に約束をした国際人権規約を知らないということであった。それでも誠意のある裁判官は、国際法の研究者を証人にしたことはあった。最近、若い弁護士の話によると、「修習期間で国際人権規約をはじめとする国際法に関する講義は選択であり無いに等しい」ということである。日本の裁判に国際法が活かされないという現実が大きな壁であり、日本は国際的な約束を遵守していないことになる。

A規約第2条1項に、¹⁰⁾

この規約の締約国は、立法措置その他すべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、ここに又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する

同2項

この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する

同第9条

この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める

以上の3点がこの裁判では重要な判断基準になると考える。第1項の「漸進的」を日本の裁判官は「徐々に実現できればよい」という意味に解釈しているようであるが、国連では社会保障制度ができれば「即時」と解釈していると弁護団は主張する。その根拠が、2項と第9条であると考えられる。

日本人に対しては憲法14条の

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない

の文言によって、法の下での平等が保証される場所であるが、在日外国人は「国民」概念からはずされている。しかし、上記したように、国際人権規約をはじめとする国際条約締結国でもある日本の責任として、外国籍者が関わる裁判に国内法のみを適用しようとするのは、国際的な約束違反でもあると考える。国際人権諸条約を締結してきた時の日本の立場を忘れるわけにはいかないのである。

在日外国人の社会補償裁判には国際人権規約などがもち出されるが、その際、俗に述べられるのが、日本国の法体系では憲法がもっとも上位に位置し、次に国際人権諸条約、次に各法律である、ということである。このような考え方は、在日外国人の人権は日本人より下に位置するという見方に通じている。しかし、この考えには法的根拠はない。また、それなら国際的な約束事は意味がないことにもなりかねない。

5. 在日コリアンの主張

36年前になる1970年に在日コリアンにとって画期的な裁判が始まった。通常「日立訴訟」と呼ばれている裁判である。簡単に内容を記すと、

1970年に愛知県の高校を卒業した在日コリアンの朴鐘碩さんは、8月に日立製作所ソフトウェア戸塚工場の求人広告を見て応募し、試験の結果採用通知を受け取った。応募に当たって朴さんは普段使用している日本名を使い、本籍地は『韓国』と書くべきところを住所で書いた。就労するに当たり会社側が住民登録の提出を求めたところ、外国人には住民登録はなく、外国人登録証しかないため、彼が日本人ではなく韓国籍者であることが会社側の知れるところとなった。会社側は有印私文書不実記載をするような人物、つまり「氏名や本籍に嘘を書くような性格上信頼

できない人物」と断定して採用取消を行った。

これに対して朴さんは、国籍を理由にした民族差別であると裁判に訴えた。横浜地裁の判決は、「日本名は出生以来本人が使用している通称名であり偽名とはいえず、採用試験に当たって氏名と本籍を偽ったとしても採用を取り消すほどの理由にはならず、真の理由は彼が在日韓国人だったからだ」と判断し、採用取消は国籍による差別を禁じた労働基準法3条違反、民法90条違反で無効」とした。この判決に対して会社側は控訴せず、判決が確定した

以上が簡単な日立訴訟の経緯である。朴さんは現在も会社勤めをしていて、管理職になったということである。この判決文を読んだ時、裁判官が実によく在日コリアンの実情を知っていることと、公平な裁判を下したことに頭が下がる思いをしたが、その気持ちは今もまったく変わらない。

日立訴訟が在日コリアンや日本社会に一石を投じた理由は大きい。筆者自身、国籍条項を前にして、個人の力でどうい変更しがたいもの、理不尽極まりないがあきらめざるを得ないのが「国籍条項」とであると思い込んでいたが、多くの在日コリアンも同様であった。日本社会でも有印私文書不実記載までしながら、この裁判が勝つことに疑問をもつ人も多かったようである。この裁判によって在日コリアンの就職は基本的に解決したのである。社会的偏見と外国人排除の感情は今も陰湿に残存し、就職活動に孤軍奮闘し、本名で活動するか、日本名(通称名)にするかで悩む学生が多いのは事実であるが、この裁判の意義は在日コリアンをはじめとする外国人にとっては朗報であった。

在日コリアンに対する非人権的法的処遇は、日本政府の無策によるものであると指摘されている。その無策を裏付けてきたひとつは実態が把握されてこなかったことが理由であると考えられる。あるいは、在日コリアンの実態調査報告があえて公表されてこなかったことも考えられる。この場合考えられる可能性は、サンフランシスコ講和条約発効をもって旧植民地出身者とその子孫たちを日本籍からはずしたことに關する整合性が政府内で定まってい

ない可能性から来ているのではないかと考えられる。このような推測はとにかくとして、次に無年金者の問題を見たい。

前記した05年10月27日、大阪高裁で在日コリアン無年金障害者訴訟に対する判決があった。日本では04年5月に「無年金障害者救済法」が成立していた。「20歳を過ぎて障害を負ったにもかかわらず、国民年金の加入が義務づけられていなかったため、障害基礎年金を受けられない無年金障害者に特別給付金を支給する、無年金障害者救済法が成立し、障害1級で月5万円、2級で月4万円が支給される」というものである。この法律も在日コリアンを排除し、救済することにならなかったのである。

簡単に理由を書くと、82年1月1日に発行した難民条約は、「内外人平等」が原則であるため、それまで在日外国人が加入できなかった国民年金に加入できるようになったのである。しかし、この時点で満20歳を超えていた在日外国人障害者と、国民年金受給資格の25年に満たないものは国民年金からはずされてしまった。後にこの制度は若干修正されるが、原則的に在日コリアンが排除され続けている現状がある。このように在日外国人障害者と高齢者の年金を求める裁判を起こした原告の主張は、「特定障害者に対する特別障害給付金に関する法律を改正し、同法に定める特定障害者に無年金の在日外国人障害者を含めること」「無年金の在日外国人高齢者に、老齢基礎年金相当の給付金を支給する制度措置を講じること」の2点である。

59年に成立した国民年金法は原則的に25年掛け金をかけなければならない。日本人でもこの時点で加入できない年齢の人は多くいた。この人たちに対しては一応の救済措置が取られただけでなく、前記したように68年に返還された小笠原諸島や、72年に返還された沖縄で国民年金の定められた年月を掛けられなかった対象者に対しても、掛け金をかけてきたものと看做す処置がとられた。しかし、植民地時代から引き続き居住する在日コリアンたちに対しては一切救済措置をとろうとしなかったのである。

在日コリアンが訴えるのは、「植民地時代も含めて在日コリアンは労働をし、納税の義務を果たしてきているのである。自分たちの存在は、移民とし

て南北アメリカ諸国に赴いた日系人と変わらない。むしろ、朝鮮半島を積極的に植民地にした日本に責任がある」ということではないだろうか。

6. おわりに

ここに書いたものは在日コリアンや、このような問題に関心のある人々にとっては珍しい問題ではない。しかし、裁判所に何度か足を運んだが、その度に世間の関心度の低さと、日本の立法府の無責任さ、さらに司法ですら深く追及をしようとしないうるむなしさを覚えてきた。人権問題だけではなく、凶悪な事件に関しても歳月とともに世間の関心度が低くなっていくそうであるが、問題そのものは存在し続けているのである。

戦後、日本の人権施策は進歩してきたのであろうか、と自問することが多い。障害者問題をはじめ「人道的」「人権的」な諸問題は法的に整備されてきてはいるが、その制度には安心感が乏しく、将来的な不安はぬぐえない。一般的な日本籍者が将来に不安をもつなら、なおさら在日コリアンの不安感は募るばかりである。人権を語り、制度化するのはそうとうの覚悟がいるのであるが、まず、隣人同士が無関心になりすぎている現状を正視することからはじめないと、ことは進まないようである。

参政権もない在日外国人は、一票を行使して議員を選び、税金の使い道に参加するという基本的人権のない存在である。このような存在の社会的弱者は、票にならない存在なので無視されがちである。在日旧植民地出身者の人権問題は日本の人権施策のバロメーターかもしれないと考える。

註

- 1) 補償金額は次のように定められている。1956年12月31日までに初めて国立ハンセン病療養所などに入所した者は1400万円、1961年1月1日から64年12月31日までに始めて入所した者は1400万円、65年1月1日から72年12月31日までに初めて入所した者は1000万円、73年1月1日から96年3月31日までに入所したものは800万円になっている。
- 2) 朝鮮人。明治政府は韓国併合直前の1910年7月に、併合後の朝鮮半島地域名称を「朝鮮」とし、そこに住む者を「朝鮮人」と呼称することにしたので、植

民地時代は朝鮮人と記す。ここでは植民地から解放された後、韓国出身者に対しては韓国人と表記し、在日に対しては在日コリアンと記す。

3) 1943 (昭和18) 年11月27日 カイロで署名

ルーズベルト大統領、蒋介石大元帥及チャーチル総理大臣は、各自の軍事及外交顧問と共に北アフリカに於て会議を終了し左 (以下) の一般的声明を發せられたり

各軍事使節は日本国に対する将来の軍事行動を協定せり三大同盟国は海路陸路及空路に依り其の野蛮なる敵国に対し仮借 (かしゃく) なき弾圧を加ふるの決意を表明せり 右弾圧は既に増大しつつあり

三大同盟国は日本国の侵略を制止し且之を罰する爲今次の戦争を爲しつつあるものなり

右同盟国は自国の爲に何等の利得をも欲求するものに非ず 又領土拡張の何等の念をも有するものに非ず

右同盟国の目的は日本国より1914年の第1次世界戦争の開始以後に於て日本国が奪取し又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼 (とうしょ) を剝奪すること並に満州、台湾及澎湖 (ほうこ) 島の如き日本国が清国人より盜取したる一切の地域を中華民国に返還することに在り 日本国は又暴力及貪欲 (どんよく) に依り日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし

前記三大国は朝鮮の人民の奴隸状態に留意し臆 (やが) て朝鮮を自由且独立のものたらしむるの決意を有す

右の目的を以て右三同盟国は同盟諸国中日本国と交戦中なる諸国と協調し日本国の無條件降伏を齎 (せい) する必要な重大且長期の行動を続行すべし

4) 韓国や朝鮮民主主義人民共和国の見解では、植民地時代を通して抗日義兵闘争や上海臨時政府の樹立によって日本からの独立準備をしていたことが植民地解放へつながったのであって、カイロ宣言の精神のみで日本から解放されたのではないと主張している。

5) 障害基礎年金。障害1級、2級の人が対象で、公的年金加入者が障害を負った場合に国から支給される。2005年度では1級が年額993,100円、2級が794,500円である。年金加入期間に達しない20歳以下で重度の障害を負った場合は、20歳になれば支給される。子どもがいれば年齢と人数によって加算される。

6) 日本と大韓民国との国交樹立は1965年6月である。

7) 朝日新聞、2004年9月21日に掲載。

8) 総連。在日本朝鮮人総連合会の略称。1955年5月に結成され、北朝鮮政府の方針を支持する民族団体である。

9) 大阪府は1992年10月から「在日外国人問題有識者会議」を發足させたが、その時点で分かったことである。ただし、この時期以前に研究者が聞き取り調査を中心として実態調査をした事例はある。

10) A規約とは、経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約のことである。

(本学教授 古代韓国・朝鮮史)

〈キーワード〉 ハンセン病補償法，旧植民地出身者，人権